

福祉医療費給付事業の概要

平成28年度 福祉医療の対象者

(1) 県費補助事業の対象者

区 分	所得制限
子ども（乳幼児等） ・就学前（入通院） ・小学1年生～ <u>中学3年生</u> （入院のみ）	なし
障害者 ・身体障害 1～3級（入通院） ・知的障害 A1～B1（入通院） ・精神障害 1級（通院のみ） 2級（自立支援医療の通院のみ） ・65歳以上国民年金法施行令該当（入通院）	特別障害者手当準拠、 （身障手帳3級と精神保健福祉 手帳2級は所得税非課税者） 障害児の所得制限廃止
母子家庭の母子、父母のいない児童 （入通院）	児童扶養手当準拠
父子家庭の父子 （入通院）	

(2) 伊那市単独事業の対象者

区 分	所得制限
子ども ・小学1年生～中学3年生（通院） ・高校生の入院（H28年8月より対象拡大）	なし
障害者 ・精神障害 1級（入院） ・精神障害 2級（県補助対象以外の入通院） ・65歳未満国民年金法施行令該当（入通院）	県の所得制限と同額

福祉医療給付金の支給額

窓口で支払った保険対象分の自己負担額（※1）	－	高額療養費等（※2）	－	受給者負担金 500円（※3）	＝	福祉医療費給付金
------------------------	---	------------	---	-----------------	---	----------

（※1）福祉医療費給付金の対象となるのは保険対象の医療費のため、例えば入院時食事代、差額ベッド代、保険対象外の薬代や容器代等は計算に含まれない。

（※2）加入している保険制度から的高額療養費、附加給付等により給付を受ける金額。

（※3）受給者負担金として基本的に入院・外来ごとに1医療機関で1ヶ月あたり500円ずつ（500円未満の場合はその額）を差し引いて支給する。

福祉医療制度改正経過

年度	適用日	市単事業	県補助事業
21	H21.4.1	・小学生入院を補助対象に追加	
	H21.8.1	・市単障害者所得制限600万円を設ける	
	H21.10.1	受益者負担金変更 300円→500円	
22	H22.4.1		・小学1～3年生入院を県補助対象に追加 ・精神障害2級の通院(自立支援対象分に限る)を補助対象に追加
	H22.8.1	・中学生入院を補助対象に追加	
	H22.10～12	・医療政策審議会諮問、答申(3回開催)	
23	H23.8.1	・小学生通院を補助対象に追加 ・市単障害者所得制限を県と同様とする	
24	H24.10～11	・医療政策審議会諮問、答申(2回開催)	
25	H25.8.1	・中学生通院を補助対象に追加	
27	H27.4.1		・小学4年生～中学3年生入院を県補助対象に追加 ・障害児の所得制限を廃止
28	H28.8.1	・高校生(18歳)入院を補助対象に追加	